

—事件報道から学ぶ—

ベトナム人地下銀行事件

今回は、今年7月4日に新聞報道された「ベトナム人による地下銀行事件」を取り上げます。読売新聞夕刊の記事ですが、『ベトナム人地下銀行摘発』『20億円不正送金か』の見出しが付いています。記事の内容は、次の通りです。

在日ベトナム人向けの「地下銀行」を営んだとして、警視庁は4日、ベトナム国籍の無職男(28歳)を銀行法違反(無免許営業)容疑で逮捕したと発表した。同庁は、銀行口座の出入金記録などから、2016年以降、約1万2800件の依頼を受け、総額約20億円をベトナムに不正送金したとみて、裏付けを進めている。

男は、昨年3月頃、技能実習で在留しているベトナム人2人から預かった現金計31万円を本国の家族に送金し、無免許で銀行業を営んだ疑い。

警視庁は、銀行口座の入手役など、仲間のベトナム人3人についても、犯罪収益移転防止法違反容疑などで逮捕した。

地下銀行の送金手数料は、1000円前後で、本国の家族らに現金が渡ったことを確認した後、容疑者の男らの口座に金を振り込むシステムだった。客は、SNSで募集していたという。

地下銀行で使っていた口座からは、今年3月、現金約1200万円が日本国内の仮想通貨交換業者に送金されていることも判明。警視庁は、仮想通貨を使って資金洗浄した疑いがあるとみて、金の流れを調べている。

さて「地下銀行」とは、どういうものでしょうか。

本来、銀行業は銀行法に基づいて内閣総理大臣の許可を得て営業されるものですが、地下銀行は、「地下」の文字が表すように、無許可で行われている不正送金業務等のことです。

地下銀行は、送金手数料が安く、本人確認書類が不要ということで、不法滞在の就労者などに利用者がいると言われています。

報道によると、ベトナム人地下銀行には、約2年間で約1万2800件、総額約20億円の送金依頼があったとのことで、単純に計算して1日当たり17件から18件、1件当たりの送金額は15万円から16万円になります。

利用していた人数は不明ですが、相当数の利用者がいたものと思われます。

ところで、銀行は、業務の公共性に由来する信用維持・預金者保護、それと金融の円滑のための業務の健全・適切な運営に主眼が置かれています。

そのため、銀行業の許可を得るための財産的基礎として資本金10億円以上を有すること

という規定があります。

一方、地下銀行は資金力の有無に関係なく運営されており、資力が脆弱な上、為替変動の影響を受け易く、常に資金ショートのがれが付きまっています。

その上、無許可営業であることから、捜査当局による銀行法違反としての摘発を免れず、早晚、倒産する確率が高いということです。

こうした不健全かつ不適切な送金システムには、手を出さないことです。

容疑者の男らは、SNSで客を募っていたとのことですが、留学生の皆さんに、こうした送金業務の誘いがあったとしても関心を持たないでください。

なお、銀行業務とは、銀行法で

- ・預金又は定期積金の受入れと資金貸付又は手形の割引を行うこと
- ・為替取引を行うこと

と定義されています。

本事件で逮捕された容疑者の男らが無許可で行っていた銀行業務は、このうちの為替取引に該当しますが、その為替取引とは、

- ・遠く隔たった者の間に生じた金銭上の債権・債務の決済又は資金の移動を現金の輸送によらず行う仕組み

と解説されています。

また本事件では、犯罪収益移転防止法違反での逮捕者もいます。

逮捕されたベトナム人3人は、銀行口座の入手役を務めていたということです。

犯罪収益移転防止法によって禁止されている銀行口座の譲り渡しや譲り受けは、次の行為、すなわち

- ① 他人に成りすまして口座を利用するため、通帳、キャッシュカードを譲り受ける
- ② ①の事情を知りながら、通帳、キャッシュカードを譲り渡す
- ③ 正当な理由がなく、有償で通帳、キャッシュカードを譲り受け、譲り渡しをすることです。

留学生の皆さんに注意を呼び掛けたいのは、次の2点です。

一つは、学校を卒業する先輩から、「口座を使わなくなったので通帳とカードをやるから使わないか」と言われても、それを受け取ってははいけません。

受け取ってしまうと、他人に成りすまして使う目的で譲り受けたと見なされてしまいます。

もう一つは、SNSなどで知らない者から、「簡単なアルバイトがある。名前を貸してくれるだけでいい。銀行口座をつくってくれ。使わない口座があったら譲ってくれ。高く買い取る」などと持ち掛けられたとしても、きっぱりと断ってください。

留学生の皆さんは、狙われ易い立場にあります。思わぬことから、犯罪に手を染める結果になってしまうことがありますので、犯罪に巻き込まれないよう十分に注意していただきたいのです。

こうした働きかけがあった場合や、風評を耳にして不審に思ったときは、学校の先生方にいち早く報告、連絡、相談していただくことが大切です。